

「宅地造成等規制法」の規定に基づく

宅地造成に関する工事の許可

申請の手引き

令和3年2月

世田谷区

## 目 次

1 宅地造成等規制法のあらまし	1
2 宅地造成に関する工事の技術的基準	4
3 許可申請書の手続き	5

## 1 宅地造成等規制法のあらまし

### 1. 1 宅地造成等規制法による許可を要する事項（法第2条、第8条、令第3条）

宅地造成工事規制区域（以下「規制区域」という。）内で次の宅地造成工事を行う場合は、工事着手前に必ず区長に許可申請し、その許可を受けなければなりません。

- (1) 切土で2m又は盛土で1mを超える崖を生じるもの。
- (2) 切土と盛土とを同時に行う場合で2mを超える崖を生じるもの。
- (3) 50cm以上の切土または盛土を行う土地の面積の合計が500㎡を超えるもの。

※「宅地造成に関する工事の許可の審査基準」参照

### 1. 2 宅地造成等規制法による届出を要する事項（法第15条、令第18条）

(1) 規制区域内で、次の工事を行う場合は、着手する日の14日前までに区長に届出が必要です。

ア 地上高（見え高）が2mを超える擁壁の全部または一部の撤去

※擁壁改築においても届出を必要としますのでご注意ください。

イ 雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部または一部の撤去

(2) 規制区域内で宅地以外（農地、牧草放牧地及び森林等）の土地を宅地に転用した場合、転用した日から14日以内に区長に届出が必要です。

### 1. 3 設計者について資格を必要とする工事（法第9条、令第16条、第17条）

規制区域内で行う次の工事は、所定の資格を有する者の設計によらなければなりません。

(1) 地上高（見え高）が5mを超える擁壁の設置

(2) 全体の造成（切土、盛土）面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置。

### 1. 4 宅地保全の義務（法第16条～第19条）

宅地造成等規制法では、規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、その宅地が崖崩れ等を起こして、他に損害を与えないよう常に宅地を安全な状態に維持することを義務付けています。また、区長は法令の定めるところにより、必要に応じて災害防止のため、報告の聴取、立入検査、勧告及び改善命令等によって、指導や監督を行うことになっています。そのため、造成主、工事施行者、宅地所有者及び造成された宅地を利用する方も十分に留意してください。

この法令は宅地造成に基づく災害の防止を目的としているため、無許可で造成工事を行ったり、この法令に定めている技術基準に適合していない工事を行った場合等は、造成主、工事請負者（工事協力者を含む）、現場管理者等に対して、工事の中止、宅地の使用禁止、許可の取消し等の監督処分を行うことがあります。

### 1. 5 宅地造成等規制法の目的（法第 1 条）

この法律は、宅地造成に伴う崖くずれ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

### 1. 6 規制区域（法第 3 条）

世田谷区では、「成城、砧、喜多見、大蔵、岡本、瀬田、玉川、上野毛、野毛、等々力、尾山台、玉川田園調布」の多摩川に沿った崖地が指定されています。なお、宅地造成を行う土地が規制区域に属するかどうかは、世田谷区発行の都市計画図または市街地整備課で確認してください。

### 1. 7 許可を要しない工事

- (1) 既存の崖の崖高が小さくなる切盛土行為
- (2) 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合
- (3) 既に建築基準法の道路である部分を道路状に整備する場合
- (4) 既存の崖面を擁壁で補強する場合
- (5) 既存の擁壁を同位置で崖高を変更せずに造りかえる場合
- (6) 既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う必要最小限の階段・アプローチの設置もしくは撤去
- (7) 既存の宅地において宅地の地盤高さを変更せずに行う必要最小限の駐車場・駐輪場の設置もしくは撤去
- (8) 区の要綱等の指導による造成工事

※「宅地造成に関する工事の許可の審査基準」参照

### 1. 8 宅地の面積（申請区域）のとりえ方

宅地の面積とは、切土または盛土をする土地の部分に止まらず、その造成行為によって土地利用を図ろうとする土地の部分を含めた総面積をいいます。

具体には次の部分等の面積が含まれます。

- ・ 建築確認を受けようとする建築敷地
- ・ 道路の位置指定を受けようとする道路部分

なお、造成の目的が土地の防災を目的とするような工事である場合は、その工事にかかわる切土または盛土を行おうとする部分の面積です。

### 1. 9 隣接条件

許可申請区域周辺の自然の地形に合わせた造成計画とし、周辺に与える影響の少ない必要最小限の切盛土とすること。

また、隣地境界線側（道路、河川等を除く）に設ける擁壁の地上高（見え高）は3m以下とすること。止むを得ず地上高（見え高）3mを超える擁壁を設置す

る場合は、隣地の土地所有者及び建物所有者の同意を得ること。なお、同意が得られない場合は、地上高（見え高）の20%以上の離隔を確保すること。

※「宅地造成に関する工事の許可の審査基準」参照

## 1. 10 許可の基準

宅地造成工事に関する許可の基準については、「宅地造成等規制法」、準用する「建築基準法」によるほか、「宅地造成に関する工事の許可の審査基準」、「宅地の安全性」及び「資料編」を参照してください。

## 1. 11 関係法令等の申請・審査

### (1) 関係法令について

宅地造成等規制法の許可申請以外に、次の関係法令等があります。必要に応じ、手続きを進めてください。

- ・東京都風致地区条例
- ・東京都における自然の保護と回復に関する条例
- ・世田谷区みどりの基本条例
- ・文化財保護法

### (2) 開発許可との関連について

宅地造成が、建築物を建築または特定工作物を建設する目的で行うものであり、かつ、区域の面積が500㎡以上の場合、都市計画法に基づく開発許可が必要となる場合があります。事前相談の結果、開発許可が必要な場合は、都市計画法に基づく開発行為の許可申請をしてください。宅地造成工事規制区域内において開発許可を受けた宅地造成工事については、宅地造成等規制法の許可は不要となります。

### (3) 道路の位置指定申請

建築基準法に基づく道路の位置指定を伴う造成工事をする場合は、別途申請が必要です。

### (4) 排水計画について

排水計画における雨水その他の地表水の末端処理については、排水流末水路の所有者または管理者の使用承認を得てください。

### (5) 公共施設の管理者の同意

造成宅地内に公道、公共水路等の公共施設が含まれている場合には、道路管理者または河川管理者の計画に対する同意承認が必要です。

## 2 宅地造成に関する工事の技術的基準

宅地造成工事に関する許可の基準については、「宅地造成等規制法」、準用する「建築基準法」によるほか、「宅地造成に関する工事の許可の審査基準」および「宅地の安全性」及び「資料編」を参照してください。

### 3 許可申請の手続き

#### 3.1 申請手続きのフロー

段 階	内 容
事前相談	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宅地（開発）事前相談書 提出</div>   <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">・・・許可要否判断</div>             宅造許可 要         </div>
許可申請	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">宅造許可申請書 提出</div>   <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">・・・審査 (標準処理期間 21日)</div>   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">許可通知書 受領</div> </div>
工事施工	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事着手届 提出</div>   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">中間検査</div> </div>
完了検査	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完了検査申請書 提出</div>   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">完了検査</div>   <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検査済証 受理</div> </div>

### 3. 2 事前相談

宅地造成工事規制区域内において建築行為や造成工事等の計画がある場合は、事前相談書を提出してください（表紙は窓口配布若しくは、世田谷区ホームページからのダウンロード、A4サイズに折畳み、左側を2カ所ホチキスどめし、ファイルに綴じずに、2部提出してください。）。

(1) 申請区域面積が500㎡未満の場合の添付書類

位置図、区域面積求積図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図

(2) 申請区域面積が500㎡以上の場合の添付書類

位置図、区域面積求積図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、公図写し、登記事項証明書（写しで可）

### 3. 3 許可申請の手続き

(1) 許可を受ける前の注意

- ①工事は許可が下りてから着手すること。
- ②排水計画における雨水、その他の地表水の末端処理については、排水流末水路の所有者、または管理者の使用承認を得ること。
- ③建築基準法による道路位置指定申請が必要な場合は、別途行うこと。また、その他の法令等による許可、届出等を要する場合は、必ずその必要な手続を行うこと。
- ④造成する宅地内に公道、公共水路等の公共施設が含まれている場合は、この造成計画に同意する旨の道路管理者又は河川管理者の承認を得ること。

(2) 提出書類・図面・計算書等（正本1部、副本1部）

次表参照の上、該当するものを添付。正本に原本、副本は写しで可。ただし、あて先が申請者の同意書・協議書等については、正本に写し、副本に原本を添付。図面・計算書には、作成日を記載すること。

番号	書類名	内容	備考
1	「宅地造成に関する工事の許可申請書」 (別記様式第2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・面積は実測値を記入</li> <li>・住居表示を( )で記入</li> </ul>
2-1	委任状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人に手続きを委任する場合に必要</li> </ul>
2-2	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者のもの (個人の場合：個人番号カード写し、運転免許証写し、運転経歴証明書の写し、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日に有効なもの（印鑑登録証明書、法人代表者を確認できる登記事項証明書は発行から3カ月以内のもの）を添付</li> </ul>



		<p>旅券写し、印鑑登録証明書等)</p> <p>(法人の場合：印鑑登録証明書、法人代表者を確認できる登記事項証明書と代表者個人の本人確認書類等)</p>	
3	土地登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請区域内</li> <li>・隣接地（同意が必要な場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ヶ月以内のもの</li> <li>・申請受付時の権利関係が記載されているもの</li> <li>・公図と照合</li> </ul>
4	公共施設管理者の同意を証する書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水端末接続許可</li> <li>・公共用地の造成</li> <li>・占用許可等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域外であっても本行為の実施に伴って変更、廃止等が生じる公共施設を含む</li> </ul>
5-1	関係権利者の同意を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者</li> <li>・抵当権者等</li> <li>・工作物所有者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図、土地登記事項証明書から権利者を確認できること</li> </ul>
5-2	本人確認書類 (5-1)に係わるもの	(2-2)と同じ	(2-2)と同じ
6-1	隣接地土地所有者・建物所有者の同意を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣地境界部分に地上高(見え高)の20%以上の離隔を確保せずに地上高(見え高)3mを超える擁壁を設置する場合</li> </ul>	
6-2	本人確認書類 (6-1)に係わるもの	(2-2)と同じ	(2-2)と同じ
7	設計者の資格を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上高(見え高)5mを超える擁壁の設置または造成面積1500㎡を超える土地に排水施設を設置する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経歴書、卒業証明書、宅地造成技術講習会修了証書(写)等</li> </ul>
8	承認工事許可書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、水路内等で工事を行う場合</li> </ul>	
9	その他、区長が必要と認められた書類		

番号	図面名・縮尺 計算書	明示すべき事項	備考
1	位置図 1/2,000程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>申請区域（着色）</li> <li>道路、水路、河川等</li> <li>都市計画施設</li> <li>目標物</li> </ul>	
2	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区域（着色） （筆境と区域境を判別できるよう着色）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請受付直前のものを添付</li> <li>申請区域に接する敷地を含むもの</li> </ul>
3	現況図・地形図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>申請区域（着色）</li> <li>道路、水路等色塗り</li> <li>既存建物、擁壁等</li> <li>等高線</li> <li>現況地盤高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内だけでなく隣接地の状況も記載すること</li> </ul>
4	求積図	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区域（着色）</li> <li>切土、盛土、切盛土部分を表示</li> <li>土量計算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成面積、切土、盛土、切盛土部分の求積図を添付</li> </ul>
5	宅地の平面図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>申請区域（着色）</li> <li>現況地盤高</li> <li>計画地盤高</li> <li>切土、盛土、切盛土部分を表示</li> <li>擁壁（義務・任意の別を記載）</li> <li>法面、がけの表示・勾配</li> <li>排水施設</li> <li>道路、水路等</li> <li>断面図作成箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>切土部を黄色、盛土部を赤色で着色</li> <li>擁壁の構造、地上高（見え高）、延長、義務・任意擁壁の明示</li> <li>法面処理箇所の位置、勾配、保護方法の明示</li> <li>道路区域、水路区域、二項道路のセットバックの明示</li> <li>建築物の一部が擁壁を兼ねる計画の場合は、建築物の平面図</li> <li>擁壁に折れ点がある場合は、その角度</li> </ul>
6	宅地の断面図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請区域（着色）</li> <li>現況地盤高</li> <li>計画地盤高</li> <li>切土、盛土、切盛土部分を表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤高は隣接地の状況も含めて明示</li> <li>切土部を黄色、盛土部を赤色で着色</li> <li>擁壁の構造、高さ</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁（義務・任意の別を記載）</li> <li>・法面、がけの表示・勾配</li> <li>・排水施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二段擁壁の場合は、安全性を示す根拠を記載</li> <li>・法面、がけの勾配、高さ</li> <li>・擁壁と逆側に雨水を集水</li> <li>・建築物の一部が擁壁を兼ねる計画の場合は、建築物の断面図</li> </ul>
7-1	排水施設の計画図 1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位</li> <li>・申請区域（着色）</li> <li>・集水区域</li> <li>・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配</li> <li>・人孔、マス</li> <li>・流下方向</li> <li>・接続先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放流許可量より計画流出量が大きい場合は調整池、吸込槽を設置</li> <li>・申請区域以外からの流入水の処理に注意</li> <li>・流出係数の取り方に注意</li> <li>・管渠の内径は20cm 以上</li> <li>・地表水の流下方向はがけと反対方向とする</li> <li>・マスの泥溜めは15cm 以上とする</li> </ul>
7-2	排水計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画流出量</li> <li>・流出係数</li> <li>・流速、流量</li> </ul>	
8	がけの断面図 1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請区域（着色）</li> <li>・土質、勾配</li> <li>・保護の方法</li> <li>・高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイプ毎に断面図を作成</li> <li>・長大法の場合は別基準による</li> </ul>
9-1	擁壁の断面図 1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請区域（着色）</li> <li>・高さ</li> <li>・根入れ深さ</li> <li>・水抜穴</li> <li>・透水層</li> <li>・土質（背面土・底版下部）</li> <li>・支持地盤説明</li> <li>・基礎杭、地盤改良の有無</li> <li>・配筋図</li> <li>・積載荷重</li> <li>・使用する鉄筋の強度種別</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造別、タイプ毎に作成</li> <li>・鉄筋中心からの配置寸法を明記</li> <li>・直接基礎の場合は、必要地耐力記載</li> <li>・地耐力確認方法記載</li> <li>・杭基礎の場合は、底版への杭ののみ込み寸法明記</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート設計基準強度</li> <li>・継手長さ明記</li> </ul>	
9-2	擁壁の展開図・背面図 1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状</li> <li>・高さ</li> <li>・地盤高 (現況及び計画)</li> <li>・延長</li> <li>・伸縮目地</li> <li>・水抜穴</li> <li>・透水層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁全体の形状寸法等を明示</li> <li>・伸縮目地は20m以内</li> <li>・全面に透水層を設ける</li> </ul>
9-3	杭・地盤改良平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置寸法</li> </ul>	
9-4	杭・地盤改良断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深さ方向寸法</li> <li>・ボーリングデータとの重ね図</li> <li>・杭仕様(名称、厚み、継手位置・仕様・検査方法、支持層への貫入量等)</li> <li>・地盤改良仕様(名称、配合量、設計基準強度、施工方法等)</li> </ul>	
10-1	擁壁の構造計算書 (S I 単位による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計方針</li> <li>・設計条件</li> <li>・転倒、滑動、沈下に対する検討</li> <li>・断面力に対する検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定品を使用する場合は、認定書と別添、設計資料の写し一式添付</li> </ul>
10-2	地盤調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内で行ったもの</li> </ul>
10-3	杭・地盤改良計算書 (S I 単位による)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上部構造部の荷重を適切に反映したものの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定品を使用する場合は、認定書と別添、設計資料の写し一式添付</li> </ul>
11	斜面の安定計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計条件</li> <li>・土質、土圧、水位</li> <li>・斜面先、斜面、底部崩壊の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がけ面を擁壁で覆わない場合に必要</li> </ul>
12	その他、区長が必要と認めた書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民境界確定図(道路・水路敷等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都、世田谷区等が証明したもの</li> </ul>
13	宅地造成等規制法調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置図(案内図)</li> <li>・公図写し</li> <li>・造成計画平面図</li> <li>・調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A1サイズ、モノクロで作成。</li> <li>・許可時、完了時に提出。</li> </ul>

### 3. 4 許可申請の取下げ（正本1部）

許可申請の受付後、許可までに計画を取りやめる場合は、「宅地造成に関する申請の取下げ届」（第7号様式）を提出すること。

### 3. 5 工事着手届（正本1部）

工事に着手したときは、速やかに「宅地造成工事着手届」（第3号様式）と工程表を提出すること。また、現地の見やすい場所（造成地の出入り口等、大規模な造成地の場合は、複数箇所に設置）に「宅地造成工事許可標識」（第6号様式）を設置したことを確認できる写真（近景、遠景）を添付すること。

### 3. 6 中間検査（工程連絡）

工事に着手した後は、各工程に応じ、計画書や報告書の提出をし、検査の受検を申し出ること（提出の必要な書類や検査の工程については、許可時にお知らせします。）。

各工程において、適切に施工されたことを確認できない場合は、検査済証を発行できない場合があるので、注意すること。

**工程前 計画書・調査結果・試験結果提出**

該当	工事内容	該当項目	提出日
	杭打ち	杭工事施工計画書	
	地盤改良	地盤改良施工計画書	
	擁壁	地盤調査結果報告書	
		裏込め土 土質試験報告書	
		その他	

**工事連絡(工程検査)**

該当	工事内容	工程	提出日
	杭打ち	杭打ち	
	地盤改良	地盤改良工事	
	擁壁	根切り	
		擁壁 底版 配筋	
		擁壁 縦壁 配筋	
		その他	

**工程後 報告書提出**

該当	工事内容	該当項目	提出日
	杭打ち	杭工事施工結果報告書	
		杭施工誤差検討書	
	地盤改良	地盤改良工事施工結果報告書	
		供試体圧縮強度試験結果	
		その他	

**完了検査時提出書類**

該当	工事内容	該当項目	提出日
	擁壁	ミルシート	
		コンクリート圧縮強度試験結果(打設日毎)	
	工事記録写真 (黒板等に施工箇所・ 施行日等を記載し、 各寸法を確認できるよう、 近景と遠景で撮影)	材料検査	
		根切り	
		擁壁 底版 配筋ピッチ・かぶり厚・外形寸法	
		擁壁 縦壁 配筋ピッチ・かぶり厚・外形寸法	
		擁壁 伸縮目地設置状況	
		擁壁 止水コンクリート・背面透水路 設置状況	
		擁壁 背面 透水マット 施工状況	
		擁壁 裏込め土 埋戻し・転圧	
		擁壁 水抜き穴	
		擁壁 出来形寸法	
		重量ブロック 施工状況	
		雨水浸透トレンチ 施工状況	
		その他	

### 3. 7 変更許可申請の手続き（正本1部、副本1部）

許可後に生じる変更が次のいずれかに該当する場合は、変更許可が必要となるため、事前に相談の上、「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」（第4号様式）を提出すること。

- ・申請区域（申請区域を工区に分けたときは、申請区域または工区）の位置、区域および規模の変更
- ・造成計画全般（切・盛土をする範囲、擁壁の工法・材質・高さ）の変更
- ・当初計画と同一性を失うような大幅な設計変更の場合は、変更許可申請ではなく、工事廃止届を提出の上、再度許可申請が必要となります。

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」（第4号様式）	・申請日、許可番号等	・許可申請に準じる
2	変更理由書	・変更項目、項目ごとの変更理由	・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること
3	位置図		・許可申請時に添付したもの
4	変更許可に関連する図面・計算書等	・変更にかかわるもの ・変更前後を添付	・変更箇所が分かるよう着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・図面作成日を記載
5	宅地造成等規制法調書	・位置図(案内図) ・公図写し ・造成計画平面図 ・調書	・A1サイズ、モノクロで作成。

### 3. 8 軽微な変更の届出（正本1部、副本1部）

造成主、設計者又は工事施行者の変更、工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更に限る。

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成に関する変更届」（第4号の5様式）	・申請日、変更内容、許可番号等	・変更した時は、遅滞なく提出

### 3. 9 地位の承継の届出（正本1部、副本1部）

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成に関する地位の承継届出書」 （第5号様式）	・申請日、許可番号、 旧造成主の住所氏名	・地位を承継したときは遅滞なく提出 ・承継の理由（相続、合併その他）は具体的に記入
2	地位の承継の届出に関する書類	・(個人)戸籍謄本、本人確認書類 ・(法人)登記簿謄本、 印鑑証明書等 ・適法に承継したことを証明する書類	・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること

### 3. 10 工事廃止届（正本1部）

許可を受けた宅地造成工事をやめる場合は、事前に相談の上、「宅地造成に関する工事の廃止届」（第8号様式）を提出すること。

### 3. 11 完了検査申請書（正本1部）

工事が完了した場合は、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」（別記様式第3）を提出し、完了検査を受けること。完了検査申請書には、工事記録写真と使用した材料の強度を確認できる書類を添付してください。

なお、検査を受けない宅地や検査に不合格となった宅地については、その宅地の使用禁止、制限等の処分を受けることがありますので十分ご注意ください。

完了検査に合格した場合は、「宅地造成に関する工事の検査済証」が交付されます。

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」 （別記様式第3）		・工事完了後に提出 ・担当者と完了検査日を事前に調整すること
2	位置図		・許可申請時に添付したもの
3	宅地の平面図・断面図		
4	工事に使用した材料を確認できるもの		・擁壁がある場合
5	工事記録写真		
6	宅地造成等規制法調書	・位置図(案内図) ・公図写し ・造成計画平面図 ・調書	・検査済証受取時に提出

### 3. 12 共通注意事項

許可申請や届出書の提出の際は、A4サイズに折たたみ、紙ファイルに綴じて必要部数を提出すること。また、申請書の後に目録をつけ、書類名・図面名を記載したインデックスを貼り付けること。

#### ※押印欄の廃止について

令和3年2月より、宅地造成に関する工事の許可手続き等の際の押印欄が廃止されているが、押印が不要になったのみで、意思確認は引き続き必要であることに変わりはないため、手続きをすすめる際は、関係者に内容をよく説明し、意思確認すること。